

西東京市 住宅マスタープラン

2024～2033

だれもが住み続けたい、やさしさと
みどりあふれる住まいとまち——西東京——



令和6年3月 西東京市

西東京市住宅マスタープランの改定にあたって



住宅は生活の基盤であり、誰もが安全・安心に暮らすために欠かせないものです。

西東京市では平成 26 (2014) 年 3 月に「西東京市住宅マスタープラン 2014～2023」を策定し、「だれもが住み続けたい、やさしさとみどりあふれる住まいとまちー西東京ー」を基本理念に、さまざまな住宅施策を進めてまいりました。

この間、少子高齢化の進行や人口減少、新型コロナウイルスの感染拡大による生活様式や働き方の変化、自然災害の頻発・激甚化や気候変動など、住まいを取り巻く環境は大きく変化してきました。

また、平成 26(2014)年には空家等対策の推進に関する特別措置法の制定、平成 28(2016)年の熊本地震や令和 6 (2024) 年の能登半島地震における住宅の倒壊被害の発生など、住宅の安全・安心の確保が重要な課題となっております。

平成 29 (2017) 年には住宅セーフティネット法が改正され、高齢者や障害者、子育て世帯、低額所得者など、住宅確保に特に配慮を要する方々の居住の安定確保や地域における居住継続支援等についても、より重要になっております。

今回、現マスタープランの計画期間の満了を迎え、新たなマスタープランを策定するにあたりましては、基本理念を継承しつつ、このような社会経済情勢の変化を踏まえ、まちづくりや福祉施策、子育て施策、環境施策などとの連携をさらに強めた住宅施策を、総合的かつ計画的に推進することを目指しました。

今後、本マスタープランに掲げるさまざまな住宅施策を市民の皆様や住生活関連事業者の方々などと連携し展開してまいりますので、皆様方のなお一層のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

最後に、策定にあたり貴重なご意見を賜りました西東京市住宅マスタープラン策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査などにご協力いただきました市民の皆様にご心より御礼申し上げます。

令和 6 (2024) 年 3 月

西東京市長

池澤 隆史

目次

序章	はじめに	1
1	住宅マスタープラン策定の背景と目的	2
2	位置付け	3
3	計画期間	3
4	国及び東京都の住宅政策の動向	4
5	西東京市の住宅施策の動向	6
第1章	住宅・住環境の状況	9
1	位置・地勢等	10
2	統計による住まいの現状	11
3	住宅に関する取組の状況	29
4	市民の住意識	35
5	住まいに関する団体のヒアリング	45
第2章	課題の整理	51
	課題の整理	52
第3章	住宅施策の方向性	57
1	住宅政策の「基本理念」	58
2	住宅施策の「目標」	59
3	住宅施策の展開	61
4	住宅施策の体系	74
5	重点的な取組	76
第4章	計画の推進に向けて	85
1	市、市民、事業者等の役割	86
2	市民・関係団体、事業者、国・東京都等との連携	87
3	進捗管理	89
資料編		91
1	西東京市住宅マスタープラン策定委員会設置要綱	92
2	西東京市住宅マスタープラン策定委員会名簿	93
3	西東京市住宅マスタープラン策定委員会の検討の経緯	93
4	用語解説	95

